

## (7) 職員の初任給の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

(単位:円)

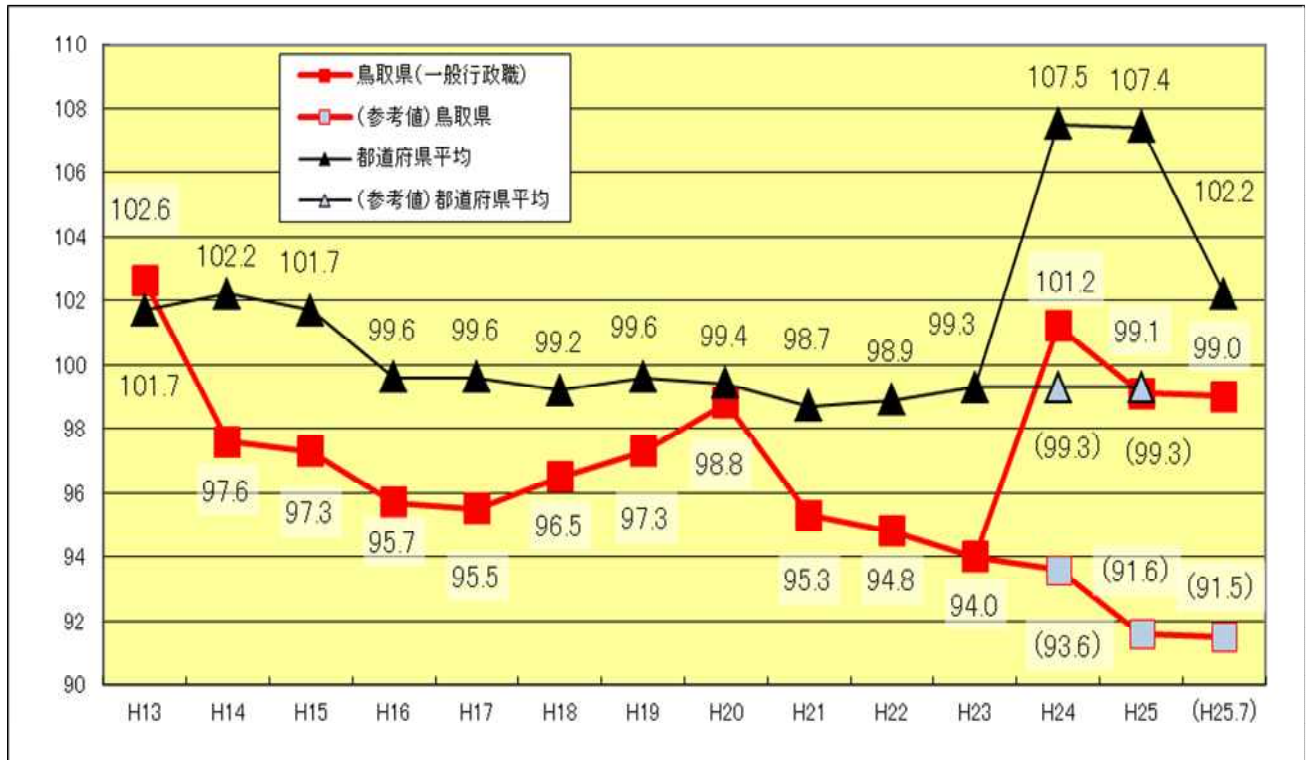
区 分		鳥取県	国
一般行政職	大学卒	172,400	172,200
	高校卒	139,300	140,100
警察職	大学卒	199,800	200,000
	高校卒	158,800	161,500
高等学校 教育職	大学卒	192,500	—
	高校卒	149,300	—
小・中学校 教育職	大学卒	192,500	—
	高校卒	149,300	—
研究職	大学卒	178,500	176,900
医師等 医療職	大学6卒	289,600	237,700
薬剤師等 医療職	大学6卒	196,700	200,800
	大学卒	177,900	178,200
	短大3卒	168,300	167,000
看護師等 医療職	短大3卒	191,200	188,900
海事職	大学卒 (航海士等)	210,400	—
	大学卒 (甲板員等)	196,400	—
現業職	高校卒	135,100	—

## (8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数				
		10年	20年	25年	30年	40年 (大卒は35年)
一般行政職	大学卒	247,336円	323,706円	355,800円	387,169円	400,230円
	高校卒	217,669円	287,792円	313,652円	345,848円	385,814円
警察職	大学卒	289,063円	363,480円	404,980円	394,476円	403,548円
	高校卒	243,943円	342,094円	366,247円	395,531円	385,506円
高等学校 教育職	大学卒	297,266円	367,660円	390,843円	402,859円	413,024円
	高校卒	—	※1 286,633円	※2 294,450円	※3 355,433円	—
小・中学校 教育職	大学卒	297,553円	360,825円	378,110円	388,545円	406,260円
研究職	大学卒	268,675円	343,500円	356,825円	※3 395,633円	415,571円
薬剤師等 医療職	大学卒	256,350円	※1 344,933円	※2 327,800円	—	※4 399,910円
現業職	高校卒	—	—	285,789円	306,500円	※5 323,867円

- (注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。  
 2 ※1から※5までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。  
 ※1: 21年、※2: 24年、※3: 31年、※4: 36年、※5: 39年  
 3 経験年数別の職員がいない又は職員数が少ない職については、記載していません。

(9) 一般行政職の給料月額(ラスパイレス指数)の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です(各年4月1日現在)。

100より大きいと県の平均給与が国を上回り、100より小さいと県の平均給与が国を下回っていることを表します。

2 平成14年度の大きなラスパイレス指数の変動は、平成14年度から職員の給与を削減する措置を行ったことが主な要因です。(鳥取県では、民間の雇用情勢が大変厳しい状況にあることから、平成14年度から平成16年度までの3年間、職員の給与を削減し、それによって得られた財源を雇用創出施策の実施に充てました。また、地方交付税の大幅な削減等により、県財政が非常に深刻な状況にあるため、平成17年度から平成19年度までの3年間、職員の給与を削減し、県財政の再建を支えました。)

3 平成24年4月から平成26年3月までの2年間、国家公務員の給与を平均約7.8%削減する措置が行われているため、平成24年度のラスパイレス指数は11年ぶりに100を上回りました。(参考値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。)

4 平成25年7月の鳥取県の参考値は、本県において試算した値です。

(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況

該当なし

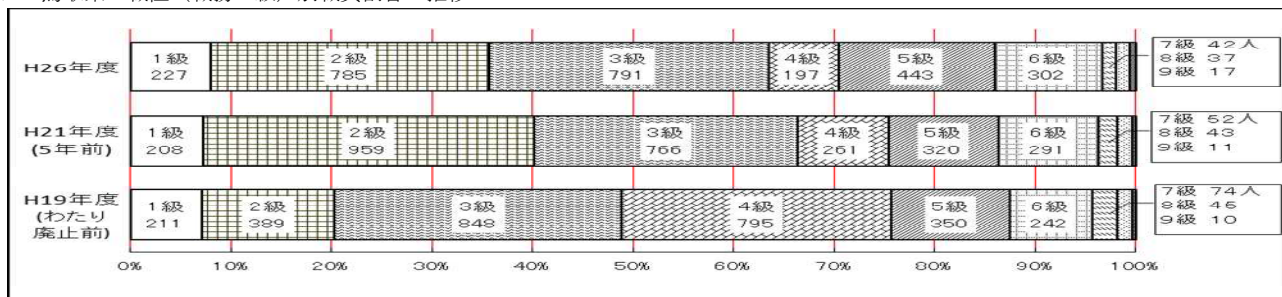
なお、本県では、時限的、特例的ないわゆる「給与カット」を行っていませんが、「わたり」の廃止や諸手当の見直し等本県独自の給与制度の適正化を行い、併せて県内民間の水準を考慮した給与改定を行うことにより、恒常的に給与カットと同等以上の人件費削減効果が見込まれるところです。

(11) 一般行政職の級別の職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級(1・2級)	主事及び技師	227人	8.0%	130,700円	234,900円
2級(3級)	主事及び技師	785人	27.6%	179,100円	299,200円
3級(4・5級)	係長	791人	27.8%	214,900円	343,500円
4級(6級)	課長補佐	197人	6.9%	252,500円	374,300円
5級(7級)	課長補佐	443人	15.6%	278,800円	386,200円
6級(8級)	課長	302人	10.6%	309,100円	404,900円
7級(9級)	課長	42人	1.5%	353,000円	434,000円
8級(10級)	次長	37人	1.3%	398,100円	458,000円
9級(11級)	部長	17人	0.6%	447,900円	511,400円

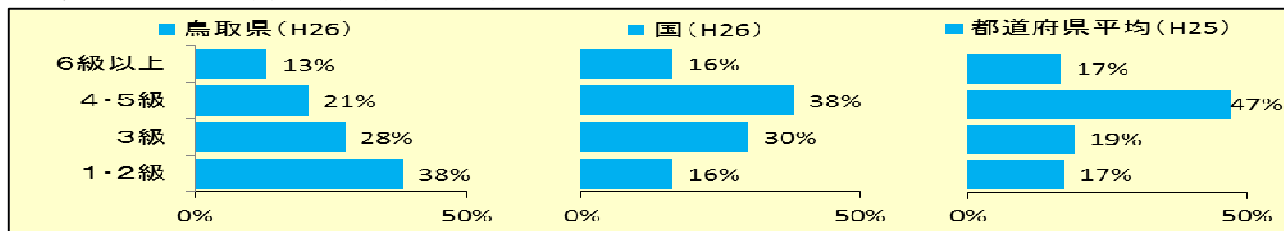
- (注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。  
 2 ( )内の数値は、平成18年度から実施した職務の級の構成の変更以前の級です。  
 3 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

ア 鳥取県の職位（職務の級）別職員割合の推移



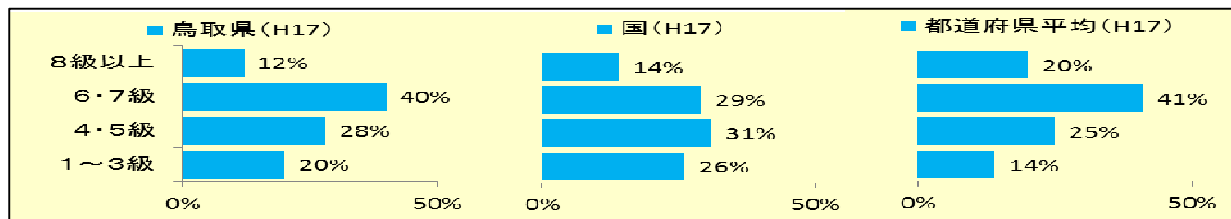
- (注) 「わたり」の廃止（平成18年2月）に伴い、円滑な制度移行を図るため、平成19年度末まで2年間を重点期間として、課長補佐級、係長級の整理等を行った上で、平成20年4月1日に給料の級・号給の切替えを行いました。そのため、平成20年度以降は平成19年度に比べ、4級の職員の数が大きく減り、一方、2級の職員数は大きく増えています。

イ 職位（職務の級）別職員割合の国比較（行政職給料表適用者）



- (注) 1 都道府県平均の数値は、各都道府県人事委員会が公表している行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府については独自給料表であり比較できないため集計の対象になっていません。  
 2 この表は行政職給料表適用者を対象としたものであるため、一般行政職（（6）注1を参照。）を対象としている上記2つの表とは職位別の職員割合は一致しません。

○ 「わたり」廃止前の状況



- (注) 1 「わたり」の廃止とは「わたり」は、年功的に給与を決定する仕組みであり、職員の給与は職務の内容や責任の重さに応じたものでなければならぬことが定められている地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に照らして、不適切な面があったことから、抜本的に見直しを行い、平成18年2月に廃止したものです。  
 2 平成17年当時の行政職給料表の職務の級は11級まででありました。当時の1～3級、4・5級、6・7級、8級以上がそれぞれ現在の1・2級、3級、4・5級、6級以上に対応します。  
 3 都道府県平均の数値は、平成17年に各都道府県人事委員会が公表した行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府については独自給料表であり比較できないため、また、京都府はデータがないため、集計の対象になっていません。

ウ 「わたり」の廃止に伴う職務の級の切替えの例（行政職の場合）

職名	H18.2以前(見直し前)	H18.4.1(給与構造改革による給与切替後)	見直し後(経過措置)		制度完成後
			H19.4.1	H20.4.1(H23.4.1までの4年間給料月額の変減緩和措置あり)	
主査	7～8級	5級	廃止 →課長補佐級へ昇任しない限り、4級暫定主任(課長補佐級へ)	廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級へ	廃止
係長	4～6級	3～4級		4級廃止 →課長補佐級へ昇任しない限り、3級へ	3級
主任	4～6級	3～4級		廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級(主事級)へ	廃止
主事	1～4級	1～3級		3級廃止 →係長級へ昇任しない限り、1～2級(主事級)へ	1～2級